

寄附してみようと思ったら

よこはま夢ファンド寄附手順方法

金融機関での 納付書払い



- 寄附申込書をホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、市民協働推進課までお送りください。(郵送、e-mail、FAX等)
- よこはま夢ファンド寄附申込フォームよりお申し込みください。

届いた「納付書」で近くの金融機関窓口でお手続きしてください。
※「納付書」は申込後、1~2週間ほどでお送りします。

クレジットカード払い マルチペイメント払い



(コンビニ決済、
インターネットバンキング等)

ふるさとチョイスからお申し込みください。

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/14100>

ふるさとチョイス 横浜市

ポータルサイト内よりお支払い方法を選択し、お支払いください。

納付確認後、お礼状が届きます

※納付手続きから1~2か月ほどで届きます

※返礼品は別途横浜市と契約した各事業者から送付いたします

詳細は

よこはま夢ファンド



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/yumefund/>

ご注意

いただいた寄附金は市民協働推進委員会及び部会で審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。ご希望いただいた活用先については、審査にあたりご意思を尊重させていただきますが、必ずしもご希望どおりにならないことがあります。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんので、御了承ください。

横浜の市民活動を 寄附で応援しませんか

横浜市市民活動推進基金

よこはま 夢ファンド



お問い合わせ先

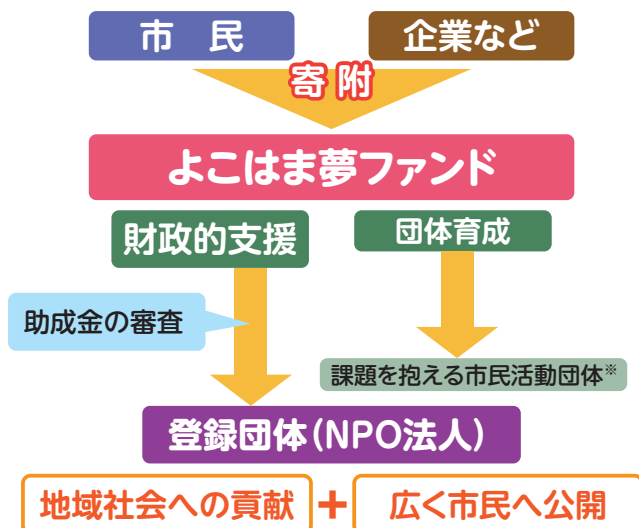
横浜市市民局 市民協働推進課

TEL:045-671-4734 FAX:045-223-2032

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 E-mail sh-fund@city.yokohama.jp

「よこはま夢ファンド」へのご寄附は
地域や社会を良くしていく活動をしている
市民活動への支援に役立てられます

「よこはま夢ファンド」のしくみ



※市民活動団体運営支援(会計、税務、労務等の講座等)にも活用

よこはま夢ファンドの主な活用

登録団体助成

横浜市内で活動する、あらかじめ登録されたNPO法人が行う公益的活動に団体からの申請に基づき、事業の経費を助成します。

組織基盤強化助成

「人材」「資金」「情報」などの資源を充実させ、NPO法人の安定的・継続的な組織基盤の強化を図る取組の実施に対して、団体からの申請に基づき助成します。

よこはま夢ファンドの特色

特色
1

支援したいNPO法人の団体名や活動分野を希望できます。

寄附希望先として

①NPO法人、②活動分野、③基金運用全般へ活用のいずれかをお選び頂けます。

支援したいNPO法人の団体名については、よこはま夢ファンドのホームページをご覧ください。

希望できる活動分野

1. 保健・福祉・子ども
2. まちづくり・環境
3. 文化・スポーツ
4. 国際・人権・平和
5. 経済・観光振興



特色
2

寄附していただくと、税制上の優遇措置が受けられます。

ふるさと納税額(寄附金額) (例:個人の方の場合)

所得税の控除額 (寄附金額-2,000円) × 所得税の税率	住民税の控除額 基本分(寄附金額-2,000円)×10%(住民税の税率) + 特例分 住民税所得割の2割が上限	自己負担額 2,000円
--	---	-------------------------------

・所得税の控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

・所得税率は課税所得に応じて異なります。

・住民税の控除(基本分)の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。

※寄附金控除を受けるには税務署で確定申告を行うか、ワンストップ特例申請書を提出する必要があります。詳細は総務省等のホームページをご確認ください。

返礼品

一定額以上御寄附いただいた寄附者の方には、寄附金額に応じて横浜ならではの返礼品等をお送りしております。詳しくはホームページをご覧ください。

よこはま夢ファンド

なお、地方税法の改正等により、2019年6月1日より横浜市内にお住まいの方から本市への御寄附については、返礼品等を送付していません。